

①

議 案 書

教育委員会
令和6年3月定例会

議 事 日 程

日 程 1	教育委員会議事録の承認について ……	P 3
日 程 2	第9号議案 …… 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等 に関する規程の一部を改正する規程	P 4 ~ 9
日 程 3	第10号議案 …… 長崎市教育委員会職員に対する発令及び 辞令書の取扱いに関する規程	P 10 ~ 12
日 程 4	第11号議案 …… 長崎市立学校学習者用パソコン等貸与規 則の一部を改正する規則	P 13 ~ 18
日 程 5	第5号報告 …… 教育長が臨時に代理した事務の報告及び 承認について（職員の人事について）	P 19 ~ 22
日 程 6	第6号報告 …… 長崎市科学館運営協議会の審議結果につ いて	P 23 ~ 26
日 程 7	第12号議案 …… 社会教育委員の委嘱について	P 27 ~ 30
日 程 8	第7号報告 …… 長崎市教育支援委員会の審議結果につ いて	P 31 ~ 33

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和5年10月25日定例会議事録案 . . . 別 添
- ・ 令和5年11月10日定例会議事録案 . . . 別 添

第 9 号議案

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程（平成 21 年長崎市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「事務」の次に「（長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和 27 年長崎市教育委員会規則第 6 号）第 4 条の規定により教育長が専決することとされたものを含む。）」を加える。

別表第 2 第 1 項の表に次のように加える。

(19) 公立学校共済組合への申請等を進達すること。			○
----------------------------	--	--	---

「

別表第 2 第 3 項第 2 号中

(2) 長崎商業高校の職員（校長、司書及び庁務員を除く。）の特別休暇（一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第 8 条第 1 項第 2 2 号及び第 2 4 号に掲げるものに限る。）、介護休暇又は介護時間を承認すること。

を

」

「

(2) 市立学校に勤務する教職員（長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第1項第1号（校長を除く。）、第2号（園長を除く。）及び第4号並びに市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）第2条第1号（校長を除く。）に掲げる者に限る。）の特別休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）第13条第20号及び第26号に掲げるものに限る。）、公傷休暇、療養休暇、介護休暇又は介護時間を承認すること。

に改め、同項第7号中「（昭和32年

」

長崎県条例第46号）」を削り、同項中第17号を第18号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次のように加える。

(8) 職員（長崎市立学校職員 の給与、勤務時間、休日、 休暇等に関する条例又は市 町村立学校県費負担教職員 の給与等に関する条例を適 用する者に限る。）の営利 企業等の従事制限を許可す ること。	○		
---	---	--	--

別表第3第1項第1号中「休暇（」の次に「公傷休暇、療養休暇、」を加え、同項第4号中「（定期健康診断、人間ドック、一日健診、脳ドック、婦人検診、大腸検診、胃検診、採血検診及び心電図検診に限る。）」を削り、同表第2項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「（定期健康診断、人間ドック、一日健診、脳ドック、婦人検診、大腸検診、胃検診、採血検診及び心電図検診に限る。）」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 職員（校長、司書及び事務員を除く。）の 休暇（公傷休暇並びに療養休暇、介護休暇、介 護時間及び職員の勤務時間、休暇等に関する規 則第13条第20号及び第26号に掲げる特別 休暇を除く。）を承認し、又は届出を受理す ること。	校長
--	----

別表第3第3項第1号中「の休暇（」を、「及び講師の休暇（公傷休暇、

療養休暇、」に改め、同項第3号中「（定期健康診断、人間ドック、一日健診、脳ドック、婦人検診、大腸検診、胃検診、採血検診及び心電図検診に限る。）」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和6年3月27日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

長崎市教育委員会教育長事務委任規則及び長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、関係規定を整備したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程 新旧対照表 . . . 別 添

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(事務の委任等)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、教育委員会が教育長に委任する事務等を定めることを目的とする。

〔中 略〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 10 号議案

長崎市教育委員会職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程

長崎市教育委員会職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程（平成 21 年長崎市教育委員会訓令第 2 号）の全部を改正する。

長崎市教育委員会職員に対する発令及び辞令書の取扱いについては、別に定めるもののほか、職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程（平成 21 年長崎市訓令第 6 号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和 6 年 3 月 27 日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

「長崎市教育委員会職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程」は「職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程」と同様の内容を規定しており、事務の簡素化のため全部改正したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(事務の委任等)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職

員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条第1項 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、教育委員会が教育長に委任する事務等を定めることを目的とする。

〔中 略〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 1 1 号議案

長崎市立学校学習者用パソコン等貸与規則の一部を改正する規則

長崎市立学校学習者用パソコン等貸与規則（令和 3 年長崎市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び」を「又は」に改め、「（貸与対象者の自宅にインターネットに接続するための環境が整っていない場合に限る。）」を削る。

第 4 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 貸与物品を管理するため、市立学校の校長（以下「学校長」という。）は、当該市立学校の学習者用パソコン貸与台帳を、教育研究所長は、モバイルルーター貸与台帳を備え、各台帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 児童生徒の氏名

(2) 貸与期間

3 学校長は、市立学校における学習者用パソコンの貸与状況に変更が生じたときは、学習者用パソコン貸与台帳に当該貸与状況を記載するとともに、当該内容を教育研究所長に報告しなければならない。

第 4 条に次の 1 項を加える。

4 教育研究所長は、モバイルルーターの貸与状況に変更が生じたときは、モバイルルーター貸与台帳に当該貸与状況を記載しなければならない。

第 5 条中「貸与物品」を「学習者用パソコン及びモバイルルーター」に、「各学校長」を「学校長」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定によりモバイルルーターの貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が市立中

学校へ進学する場合であって、引き続き当該モバイルルーターの貸与を受けるときは、当該モバイルルーターの貸与期間は、当該被貸与者が進学する予定の中学校の卒業認定日前2か月以内において学校長が定める日までとする。

第7条第1項を次のように改める。

貸与対象者は、学習者用パソコンの貸与を受けようとするときは使用者が在籍する学校の校長に対し、学習者用パソコン等貸与申請書兼承諾書（第1号様式）を、モバイルルーターの貸与を受けようとするときは教育研究所長に対し、モバイルルーター貸与申請書兼承諾書（第2号様式）を提出しなければならない。

第7条第2項中「学校長」の次に「又は教育研究所長」を加え、「申請書の提出」を「申請」に改め、同条第3項中「学校長」の次に「及び教育研究所長」を加え、「申請書の提出」を「第1項の申請」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、貸与対象者は、自然災害その他の特別な事由の終了後速やかに第1項の申請をしなければならない。

第7条第4項を削る。

第8条第1項中「前条第2項又は第3項の規定により貸与物品の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）」を「被貸与者」に改める。

第12条第1項中「使用者が在籍する学校の校長に対し、学習者用パソコン」を「貸与物品」に改め、同条第3項中「学校長」の次に「又は教育研究所長」を加え、「督促」を「指示」に改める。

第1号様式の1及び第1号様式の2を削る。

第2号様式中「、学習者用パソコン等使用条件を承諾し」、「（いずれかに）」、「 学習者用パソコン（付属品を含む。）のみ」、「

学習者用パソコン（付属品を含む。）及びモバイルルーター」、「(1) 学習者用パソコン：本校に在籍する期間」及び「(2) モバイルルーター：本校に在籍し、自宅にインターネットに接続するための環境が整備されるまでの期間」を削り、同様式を「第1号様式」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第7条関係）

モバイルルーター貸与申請書兼承諾書

年 月 日

（あて先）長崎市教育研究所長

保護者氏名（自署）_____

学習に使用するため、長崎市立学校に在籍し、自宅にインターネットに接続するための環境が整備されるまでの期間、モバイルルーターを貸与くださるようお願いします。

なお、貸与及び使用に当たっては、長崎市立学校学習者用パソコン等貸与規則を遵守します。

在籍校	長崎市立 学校
児童生徒氏名	
児童生徒の生年月日	西暦 年 月 日
保護者連絡先	

第3号様式中「(いずれかに)」、「 亡失」、「 破損」、「 その他()」、「 学習者用パソコン」、「 学習者用パソコン付属品()」、「 モバイルルーター」及び「 モバイルルーター付属品()」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月27日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

モバイルルーターの貸与状況の管理について、変更したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市立学校学習者用パソコン等貸与規則の一部を改正する規則
新旧対照表 . . . 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条第 1 項 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会が教育長に委任する事務等を定めることを目的とする。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 6 号報告

長崎市科学館運営協議会の審議結果について

令和 6 年 1 月 2 6 日に開催した長崎市科学館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 6 年 3 月 2 7 日提出

長崎市科学館運営協議会

会長 神 尾 進 二

理 由

長崎市科学館運営協議会の審議結果について、長崎市科学館条例施行規則第 2 3 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

長崎市科学館運営協議会の審議結果

1 日 時 令和6年1月26日（金）14時から15時45分まで

2 場 所 長崎市科学館 工作室

3 出席者 委員 13人中11人出席

事務局 教委総務部長、生涯学習施設課長、

同課施設活用係長、同課職員1人、

指定管理者 館長、運営マネージャー1人、

運営プロデューサー1人

4 審議概要

(1) 冬の企画展について

(2) 令和5年度の事業実施報告について

(3) 令和5年度上半期の収支状況について

(4) 令和6年度事業計画について

5 主な意見

(1) 冬の企画展について、SDGsのコンセプトはすごくよいが、子どもだけで見て回るのは難しいと思われるので、解説するシステムを考
えてほしい。また、作成物について「作成者の声」のようなものがあると、思いが伝わり、説明にもなると思う。

(2) 冬の企画展について、SDGsをテーマに取り上げてもらい、ありがた
いし、よくできていた。ただ、見るだけの展示のような気がしたので、より参加、体験するものがあれば、楽しめるし、関心も高まると
思う。

(3) 年間パスポートについて、リピーター確保、市民サービス及び利便
性の向上のために、ぜひ導入を検討してほしい。

- (4) 冬のイベントについて、長崎は星や夜景がきれいなので、グランピングやたき火と一緒に夜空を見る企画や、屋上などの広い場所で星を見る企画を考えてほしい。
- (5) スペースシアターについて、結婚式やプロポーズの場所などのために貸出すれば、科学館が話題にもなるし、意外なところでニーズを発掘でき、可能性が広がるため、シアターの貸切を企画してほしい。また、通常の場合でも、シアターが貸出できるよう検討してほしい。
- (6) 特別観望会や出前サイエンス教室などで、今後ますます小中学校や公民館などに出向くことができれば、さらに動く科学館となり、科学館の役割も増すと思う。
- (7) 市の広報誌が新しいスタイルになったあと、科学館の情報が少なかったが、最近は科学館の話題が増えている。今後も掲載していくようお願いしたい。
- (8) プラネタリウムのプロジェクターが新しくなったことをより活用していければよい。また、新しくなったことをより宣伝してほしい。

「 参 照 」

○ 長崎市科学館条例（抜粋）

（科学館運営協議会）

第 1 5 条 科学館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市科学館運営協議会を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市科学館条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第 2 3 条 条例第 1 5 条に規定する長崎市科学館運営協議会の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕